

令和4年度  
(2022年度)

## 危機管理部の取り組み実績

<部長の方針・考え方>

近年頻繁に発生する大雨による災害や地震災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延など、複合的な危機事象へ対応するため、「自助」「共助」「公助」のさらなるレベルアップと円滑な連携に向けた体制強化を進めていきます。また、日常生活における市民の安全安心を守るため、悪質商法など消費生活における課題への対応を防犯活動と連携して取り組みます。

- ①新型コロナウイルス感染症まん延下における実効性のある対策の強化
- ②安全安心を維持する防犯対策の推進
- ③災害時に誰も取り残さない避難支援の推進
- ④自助共助による防災対策の推進
- ⑤消費者被害の未然防止の推進

### 重点的な取り組み：枚方市新型コロナウイルス対策本部の効率的な組織運営の強化

新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経過し、市民の生活や社会活動が大きく変容する中、時間の経過とともに常に課題も変化しています。さまざまな課題に速やかに対応するため、新型コロナウイルス対策本部のより機動的な運用・調整を行うことにより、施策の迅速化を図るなど、さらに効率的かつ効果的な新型コロナウイルス対策に取り組んでいきます。

|    |   |
|----|---|
| 実績 | ①新型コロナウイルス対策本部の開催の他、本部長（市長）を含めた主要関係部署による対策協議を実施。<br><令和4年度 対策本部会議開催回数（実績）1回、対策協議（実績）3回> |
| 説明 | ①新型コロナウイルス対策本部会議を開催するほか、本部長（市長）を含めた主要関係部署による対策協議を行うことで、より機動的で迅速な対策に取り組みました。             |

### 重点的な取り組み：街頭防犯カメラの更新・増設

街頭犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応のため、市内に設置している街頭防犯カメラは、現在1004台運用しています。この内、リース契約期間満了を迎える650台の更新にあわせ、地域からの要望や開発などによる住環境の変化に対応するため効果的に犯罪抑止が機能する場所に30台を増設し、防犯対策の強化を図ります。

|    |                               |
|----|-------------------------------|
| 実績 | ①既設防犯カメラ650台の更新に伴い、新たに30台を増設。 |
|----|-------------------------------|

|            |  |
|------------|--|
| <b>説 明</b> | ①平成 29 年度に設置した 650 台が更新時期を迎えることにあわせて、新たに増設の基準を策定し、地域からの要望や開発などによる住環境の変化に対応するべく、犯罪抑止に効果的な場所へ 30 台の増設を行いました。 |
|------------|--|

### 重点的な取り組み：LED 防犯灯の補助制度の見直し

夜間における犯罪の防止及び市民の通行の安全を図るため、防犯灯を設置し維持管理する自治会等に対し、LED 防犯灯の新設に係る費用の補助を行っていますが、平成 25 年度から平成 29 年度に実施した防犯灯 LED 化事業補助金を活用して設置された防犯灯の推奨交換時期（10 年）が迫っています。そうした中で地域から防犯灯の更新及び修繕等に対する支援を求める声が高まっている状況を鑑み、現行制度の見直しを進めていきます。

|            |   |
|------------|---|
| <b>実 績</b> | ①令和 4 年 11 月より LED 防犯灯取替・修繕補助制度を創設。   |
| <b>説 明</b> | ①従来から枚方市防犯協議会を通じて行っている防犯灯の電気料金や LED 防犯灯の新設補助に加え、新たに LED 防犯灯の取替・修繕も補助の対象とし、より市民が安心して暮らせる安全なまちづくりの推進を行いました。 |

### 重点的な取り組み：自ら避難が困難な要支援者への避難支援のしくみづくりを促進

令和 3 年 5 月に、災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する市内のプロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進めるにあたっての課題を共有したところです。

今後、本市の特性にあった避難支援の仕組みづくりを進めるため、まずはモデル的に事業の実施を検討していきます。

|            |   |
|------------|---|
| <b>実 績</b> | ①福祉専門職等からの助言を得て枚方市版の個別避難計画フォーマットを作成。<br>②避難行動要支援者名簿システムを改修。<br>③令和 4 年 6 月より、内閣府のモデル事業の中で市内の自治会と連携して個別避難計画作成の取り組みを推進。＜計画 5 件を策定＞  |
| <b>説 明</b> | ①個別避難計画の様式を整理するにあたって、プロジェクトチームが中心となり、枚方市介護支援専門員連絡協議会をはじめとする福祉専門職や人と防災未来センターの意見をヒアリングし、その内容を反映しました。<br>②災害リスクが高い地域（浸水深 3m 以上、土砂災害警戒区域内）に居住する避難行動要支援者の把握ができるよう、システム改修を実施しました。<br>③浸水想定区域内にある西船橋自治会と連携し、避難行動要支援者の安否確認と |

|  |   |
|--|---|
|  | 避難所への避難支援に対するスキームを構築するとともに、個別避難計画の作成をモデル的に実施しました。 |
|--|---|

**重点的な取り組み：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等を促進**

平成 29 年に「水防法」、「土砂災害防止法」が改正され、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成等が義務化されました。

今回、船橋川・穂谷川・天野川等の浸水想定区域の拡大により、対象となる社会福祉施設の増加に伴い、改めて市内全対象施設に本計画の策定等を求めるとともに、実効性の高い訓練の実施について啓発していきます。

|            |  |
|------------|--|
| <b>実 績</b> | <p>①令和 4 年 6 月に要配慮者利用施設と所管課との連携を図ることを目的に、情報連携訓練を実施。</p> <p>②令和 4 年 12 月に要配慮者利用施設に対し「避難確保計画の更新・新規作成」、「訓練実施に関する報告書」の提出を依頼。</p>   |
| <b>説 明</b> | <p>①天野川の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設のうち、51 施設と連携して、発災時の情報共有を円滑にすることを目的とした災害時情報連携訓練を実施しました。</p> <p>②令和 5 年度は、10 月に開催予定の枚方市総合防災訓練と連携して、各要配慮者利用施設でも訓練を実施するよう依頼を発出し、訓練実施の必要性について周知を図ります。</p> |

**重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援**

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水する校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておくことが必要です。

そのために、自主防災組織ネットワーク会議等での議論を通じて、広域避難のルールづくりや校区間の協力関係の構築を進めるとともに、地域間での協議を踏まえた、地区防災計画の策定を積極的に支援していきます。

加えて、地域がその自主性に基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合（全体版）や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合（テーマ特化型）について、引き続き支援していきます。

また、自動音声配信電話システムの申請対象者を、浸水想定区域・土砂災害警戒区域の外にお住いの高齢者などへ拡充する事で、より安全な避難の実現を進めます。

|                  |   |
|------------------|---|
| <p><b>実績</b></p> | <p>①令和4年6月のネットワーク会議にて風水害時における広域避難の必要性について、地域と意見交換を実施。</p> <p>②令和4年度に新たに提出のあった地区防災計画は、全体版3校区・4自治会、テーマ特化型（届出避難所10自治会・広域避難6校区）。</p> <p>③令和4年度の自動音声配信電話サービス登録件数は37件。</p>  |
| <p><b>説明</b></p> | <p>①市内の各校区を4つのブロックに分け、広域避難に対する意見交換会を実施し、その必要性について共有しました。</p> <p>共有した課題を踏まえ、牧野6校区（小倉、招提、殿山第二、西牧野、平野、牧野）で広域避難をテーマとした地区防災計画を策定し、船橋校区と樟葉南校区の2校区で、実働の広域避難訓練を実施しました。</p> <p>②自動音声配信電話サービスを広く周知するため、申請書とチラシを全自治会で回覧しました。</p> |

**重点的な取り組み：災害対策基本法の改正等にもなう枚方市地域防災計画等の修正**

全国で毎年のように甚大な被害を伴う災害が発生する中で、災害対策における新たな課題が生まれてくるため、これに対応できる体制の見直し等が必要です。

令和2年4月に修正した枚方市地域防災計画について、国の防災基本計画、大阪府の地域防災計画との整合を図りながら、新たに避難所等における新型コロナウイルス感染症対策等を追記するとともに、引き続き地域が主体となって策定した地区防災計画を掲載するなどの修正を行います。また、本計画の修正と並行して、枚方市災害時受援計画、枚方市業務継続計画(BCP)と枚方市職員災害時初動マニュアルの修正を行います。

|                  |  |
|------------------|--|
| <p><b>実績</b></p> | <p>①枚方市地域防災計画、枚方市災害時受援計画、枚方市業務継続計画(BCP)及び枚方市職員災害時初動マニュアルの修正を実施。</p>  |
| <p><b>説明</b></p> | <p>①避難情報に係る法改正に伴う修正など、法令改正や大阪府の地域防災計画との整合を図ること等を目的とし、令和5年2月に枚方市防災会議を開催して修正を行いました。併せて、枚方市業務継続計画(BCP)、枚方市災害時受援計画及び枚方市職員災害時初動マニュアルについても、現組織体制における業務の見直し等を行いました。</p> |

**重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底**

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったと統計データが残っています。

また、気象庁の震度階級関連解説表によると、タンスなど重い家具が倒れるとされる震度は、「震度5強」とされる一方で、本市で近い将来その被害が予測されている南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震では、本市の最大震度は、それぞれ「6弱」・「7」とされています。

このような状況の中で、家具の転倒防止に関する安全対策を推進するため、WEB アンケート等様々な手段で、広く市民のご意見をお聞きすることで、家具転倒対策を実施する上での課題分析を進めるとともに、防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組んでいきます。

|                  |   |
|------------------|---|
| <p><b>実績</b></p> | <p>①令和4年4～6月に緑化フェスティバルや公式 LINE を活用したアンケートを実施。〈回答 1,764 件〉</p> <p>②枚方市総合防災訓練で家具固定をテーマとしたオンライン講演会を実施。</p>   |
| <p><b>説明</b></p> | <p>①アンケートの結果では、転倒防止対策を行っている人の割合は約 48%。対策を行っていない約 52%の方については、「面倒で先延ばしにしている」、「方法がわからない」などの理由が多くを占めました。引き続き、より実効性の高い方策を検討していきます。</p> <p>②枚方市総合防災訓練では、大地震への備えをテーマに、各種イベントブースを出展するとともに、地震・家具固定に関するオンライン講演会を実施しました。</p> |

### 重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発紙の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所で PR 活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域に対して、危機管理部内で連携し青色防犯パトロール車で巡回するなど重点的な取り組みを始めます。

あわせて、高齢相談者等への取り組みを強化するため、平成 31 年 4 月 1 日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。

|                  |   |
|------------------|---|
| <p><b>実績</b></p> | <p>①成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発の取り組みの推進。</p> <p>②消費生活相談窓口の周知・啓発。</p> <p>③青色防犯パトロール車による巡回。</p> <p>④消費者被害の未然防止・早期解決の取り組みの推進。</p>  |
| <p><b>説明</b></p> | <p>①令和4年4月からの成年年齢引き下げに伴い若年者の消費者被害の未然防止を図るため、ホームページや SNS を活用した情報発信をはじめ、令和5年度に 18 歳に到達される方へ発送した「新成年お祝いハガキ」に消費者トラブルの手口等を学べる QR コードを掲載するなど、若年者の消費者トラブルの未然防止に取り組みました。</p> <p>②消費生活相談窓口を広く市民に周知するため、消費生活センターの相談専用電話番号や土曜・日曜・祝日も相談できる消費者ホットライン 188 (いやや!!) を</p> |

広報ひらかたや市ホームページに掲載するとともに、SNS や市政情報モニターを活用して情報提供を行いました。

③訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域を中心に、毎週、青色防犯パトロール車で啓発放送を流しながら巡回し、注意喚起を行いました。

④高齢者等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期解決を図るために設置した「消費者安全確保地域協議会」を開催し、情報共有や意見交換等を行うとともに、駅街頭啓発を行い、啓発物品「ポケットティッシュ」を市民に広く配布しました。